

岡山エコ事業所の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県循環型社会形成推進条例施行規則（平成14年岡山県規則第37号。以下「規則」という。）第8条第3項の規定により、岡山県循環型社会形成推進条例（平成13年岡山県条例第77号。以下「条例」という。）第28条第1項に規定する岡山県資源循環推進事業所の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例に定めるところによる。

(認定対象事業所)

第3条 規則第8条第1項に規定する認定の対象となる循環型社会の形成のための取組が先進的であり、かつ優秀であると認められる県内の事業所（以下「岡山エコ事業所」という。）は、同項各号に定める取組の区分ごとに別表に定める判断の基準（以下「判断基準」という。）に適合しているものとする。

(認定の申請等)

第4条 規則第8条第1項の規定による申請は、岡山エコ事業所認定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 知事は、前項の申請書を受理した時から6か月以内に当該申請をした者に対し、認定の適否を通知するとともに認定した場合においてはその旨を公表するものとする。

(認定の有効期間)

第5条 岡山エコ事業所の認定の有効期間は、当該認定をした日から5年を経過した年度の末日とする。

(認定の更新申請等)

第6条 岡山エコ事業所の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定の有効期間内に更新することができる。

2 更新の申請は岡山エコ事業所認定申請書により、認定の有効期間満了日の1年前から1か月前までに行うものとする。

3 知事は、前項の申請をした者に対し、更新の適否を通知するとともに、認定した場合においてはその旨を公表するものとする。

(岡山エコ事業所であることの表示)

第7条 認定事業者は、当該認定の有効期間内において、岡山エコ事業所であることを表示することができる。

2 前項の表示は、次の表示のいずれかにより行うものとする。

- 一 岡山エコ事業所の文字の表示
- 二 知事が別に定める図形の表示
- 三 前二号の表示を同時に使用した表示

3 前項の場合において認定事業者は、岡山エコ事業所の循環型社会の形成のための取組について事実と異なる表示をしてはならない。

4 何人も、岡山エコ事業所以外の事業所について、岡山エコ事業所と誤認されるおそれがある表示をしてはならない。

(変更の届出)

第8条 認定事業者は、岡山エコ事業所の申請に係る事項に変更が生じたときは、当該変更をす

べき事由が生じた日の翌日から起算して30日以内に、岡山エコ事業所変更届出書（様式第2号）を知事に届け出ることとする。

（承継）

第9条 認定事業者から岡山エコ事業所の譲り受け又は認定事業者について相続、合併又は分割により、岡山エコ事業所を承継した者は、認定事業者の地位を承継する。

2 認定事業者の地位を承継した者は、承継があった日の翌日から起算して30日以内に、岡山エコ事業所承継届出書（様式第3号）を知事に届け出ることとする。

（廃止の届出）

第10条 認定事業者は、岡山エコ事業所を廃止した場合、廃止の日の翌日から起算して30日以内に、岡山エコ事業所廃止届出書（様式第4号）を知事に届け出ることとする。

（認定の取り消し）

第11条 知事は、岡山エコ事業所が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- 一 判断基準に適合しなくなったとき
- 二 第7条第3項及び同条第4項の規定に違反したとき
- 三 第8条及び第9条第2項の届出をしなかったとき
- 四 第12条第2項の報告をしなかったとき

（認定事業者の責務）

第12条 認定事業者は、岡山エコ事業所が判断基準に適合するよう循環型社会形成のための取組に努めるものとする。

2 認定事業者は、認定を受けた日の属する年度の翌年度から第5条の有効期間が終了する日の属する年度まで、別表に定める区分のうち、ゼロエミッション事業所及び一般事業所については、別紙1のとおり、また、小売店については、毎年6月末までに報告書を提出した日が属する年度の岡山エコ事業所の判断基準への適合状況を確認し、岡山エコ事業所判断基準適合状況報告書（様式第5号）を知事に報告するものとする。

3 認定事業者は、前項の規定による判断基準への適合状況を確認した資料を前項の規定による報告をした日から5年を経過する日まで保存しなければならない。

（報告）

第13条 知事は、岡山エコ事業所について、必要と認める時は、認定事業者から報告を求めることができるものとする。

（岡山エコ事業所への情報の提供等）

第14条 県は、岡山エコ事業所の循環型社会の形成ための取組が維持され、又は増進されるよう、必要な情報の提供、当該事業所の取組の紹介その他必要な措置を講ずるものとする。

（見直し）

第15条 この要綱は、社会経済情勢の変化、技術の進歩等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

（事務）

第16条 この要綱に関する事務は、別表に定める区分のうち、ゼロエミッション事業所及び一般事業所に関する事務は環境文化部循環型社会推進課が行うこととし、小売店に関する事務は、当該小売店の所在地を管轄する県民局（岡山県県民局設置条例（平成16年岡山県条

例第 53 号) 第 1 条の規定により設置された県民局をいう。以下同じ。) が行うものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 23 日から施行する。ただし、第 12 条第 2 項「小売店については、毎年 6 月末までに報告書を提出した日が属する年度の岡山エコ事業所の判断基準への適合状況を確認」する部分は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。